議案第　１３８　号

周南市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月３０日　提出

周南市長　　藤　　井　　律　　子

周南市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

周南市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成22年周南市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第11条第１項中「、10月１日から３月31日までの業務の状況を説明する書類を５月31日までに」を削り、同条第２項中「するとともに11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、５月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかに」を削る。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（参　考）

周南市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
（業務の状況説明書類の提出） 第11条　管理者は、各事業に関し、法第40条の２第１項の規定に基づき、毎事業年度４月１日から９月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月１日から３月31日までの業務の状況を説明する書類を５月31日までに市長に提出しなければならない。	（業務の状況説明書類の提出） 第11条　管理者は、各事業に関し、法第40条の２第１項の規定に基づき、毎事業年度４月１日から９月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに市長に提出しなければならない。
２　前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、５月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。	２　前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
（１）～（３）　（略）	（１）～（３）　（略）
３　（略）	３　（略）